

AWAJI POLICE STATION NEWS

淡路警察署だより 6月号

薬物乱用防止

～薬物乱用のない社会を～

薬物事犯の現状

令和4年中の県内における薬物事犯検挙人員は616人で、前年から98人減少しました。麻は、30歳未満の若年層を中心に乱用が拡大しており、検挙人員は323人（前年比+11）で、覚醒剤事犯を上回りました。

従来の乾燥大麻に加え、電子煙草に似た大麻リキッドが主に乱用されています。

覚醒剤事犯の検挙人員は268人（前年比-108）で、前年から減少しましたが、引き続き高い需要が認められます。



薬物乱用の危険性

薬物の乱用とは、医薬品を医療目的以外に使用すること又は医療目的にない薬物を不正に使用することをいい、一度でも使用すれば「乱用」となります。

覚醒剤や大麻などの薬物を乱用すると、快感が得られたりストレスが解消されたりしますが、その体験が「依存性」を形成し、より強く薬物を求めるようになります。

薬物の乱用により、精神と身体の両面が致命的に破壊され、最悪の場合、死に至ることもあります。

また、薬物の使用を止めた後でも、長い期間にわたって後遺症に悩まされるという危険性もあります。

さらに、薬物作用により幻覚、幻聴など障害に陥り、凶悪な犯罪や重大な交通事故を引き起こしたり、薬物の購入資金を得るために犯罪を起こしたりするなど、社会全体に弊害をもたらしています。

密売の手口

薬物の密売は、携帯電話等を利用して売買の約束をし、待ち合わせ場所を指定して直接薬物を取引する面接方式や銀行口座等に代金を送金させた上で、宅配便等を利用して薬物を送付するなどの非面接方式の手口で行われています。

薬物密売にはSNSなどが悪用されており、薬物密売の広告が多数存在します。

密輸入の手口

大麻については、国内での違法栽培も認められますが、違法薬物の多くは海外から密輸入されています。

密輸の手口の多くは、国際郵便・国際貨物による密輸入や航空機等を利用した運び屋方式による密輸入であり、違法薬物と知らずに密輸に加担した場合でも、責任を問われることがあります。

不用意に他人から荷物を受け取らないようにしてください。

また、いわゆる「闇バイト」の手口で密輸貨物の受取役や運び屋を募集している場合がありますので、そのような誘いには決して乗らないでください。

